5．地方財政の健全化に資する取組等

⑴　行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

①　地方行政サービス改革の推進

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、積極的な業務改革の推進[24]に努めることが必要である。

こうした観点から、国においては、各地方自治体のこれらの取組状況について、「見える化」及び比較可能な形での公表に取り組んでいるところである。今後、継続して毎年度フォローアップを行い、業務改革を推進するに当たっての課題や課題への対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じて行政効率を「見える化」していくことが重要である。しかしながら、「見える化」する指標をどのように設定するかについては、今年５月の当審議会意見[25]でも述べたように、様々な観点から十分な検討が必要である。

②　公営企業の経営改革

地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少等により一層厳しさを増す中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、それぞれの公営企業による経営環境の変化に応じた事業の意義等を検証し、抜本的な改革の検討と経営戦略[26]及び新公立病院改革プラン[27]の早期策定・公表・実行を、いわば車の両輪として推進すべきである。

事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討の推進に当たり、特に、上下水道事業については、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化、経営効率化等に資する広域化等やＰＰＰ／ＰＦＩを含む更なる民間活用を推進すべきである。広域化等については、事業統合、施設の共同化、管理の共同化などの多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形での着手に向けて検討が進められるよう、国が必要な支援を行うべきである。病院事業については、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

経営戦略等の早期策定・実行の推進に当たっては、投資水準の見直しや必要な財源確保、効率化・経営健全化の取組方針を明らかにし、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上が図られるよう推進すべきである。

⑵　地方自治体の財政マネジメント強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

①　地方公会計の整備

地方自治体の財政状況について、現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報、ストック情報を「見える化」し、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示を進めていくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。国は、地方自治体において平成29年度中に統一的な基準による財務書類等が整備され、予算編成等への活用が図られるよう、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減のために必要な措置を引き続き講じるとともに、必要な体制の構築を図っていく必要がある。

②　地方財政の全面的な「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の全面的な「見える化」を図る必要がある。

このため、住民一人当たりコストについて、自団体における経年比較や類似団体との比較が可能な形で、性質別・目的別での網羅的な「見える化」に取り組むとともに、公共施設等の老朽化の程度を示す指標（有形固定資産減価償却率）や固定資産台帳に記載された土地情報、各地方自治体が策定した公共施設等総合管理計画の内容等のストック情報についても、地方自治体の理解を得ながら、「見える化」を図るべきである。

③　公共施設等の総合的な管理

公共施設等の総合的かつ計画的な管理（公共施設マネジメント）は、喫緊の課題である。平成28年度中にほとんどの地方自治体で公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定である。今後、各地方自治体が住民・議会等の理解を得ながら、個別施設計画の策定や公共施設等の最適な配置等の取組を進めていくことが重要である。

⑶　地方自治体の財政健全化等

①　地方自治体の財政健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正（平成28年３月）により、地方自治体から第三セクター等に対する反復かつ継続的な短期貸付金や公有地信託については、平成28年度決算から将来負担比率に算入されることとなった。各地方自治体は、新制度に基づき、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対する説明責任を果たしていく必要がある。特に、反復かつ継続的な短期貸付金について、国は地方自治体に対し必要な見直しを行っていくよう要請すべきである。

②　地方債資金の確保等

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期かつ低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同調達機関である、地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

おわりに～地方の自主性、自立性尊重を～

憲法と同日に施行された地方自治法は、戦後の地方自治のあり方を包括的に定めた「基本法」の性格を有している。地方自治にかかわる多くの先人が、憲法と地方自治法をよりどころに、住民生活の向上と地域の発展に向けてたゆまぬ努力を続けてきた。

第一次地方分権改革を契機に、そうした努力の成果も取り込んで地方自治法は大幅に改正された。この中で、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とし、国と地方自治体の間で「適切に役割を分担」することが明記された。さらに、地方にかかわる制度の制定や政策の実施に当たっては、地方自治体の「自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」ことを規定している。

地方自治体は、人口減少を克服しようと、さらには住民生活の安心と安全を確保しようと、地方創生などに懸命に取り組んでいる。その際の裏付けとなるのが、確固とした財政基盤にあることは言うまでもない。必要な歳出総額と一般財源総額は、安定的に確保されていなければならない。同時に、貧困・格差対策や地震、台風など災害への備えを含む、喫緊の課題に対応するための財源も、しっかり確保されていることが必要である。